

# 吸収分割に係る事後開示書類

(略式吸収分割)

(簡易吸収分割)

(分割会社: 会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条に基づき備え置く書面)

(承継会社: 会社法第 801 条第 3 項第 2 号および会社法施行規則第 201 条に基づき備え置く書面)

2026 年 4 月 1 日

濤標アナリティクス株式会社

T I S 株 式 会 社

2026年4月1日

(吸収分割会社)  
東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
濔標アナリティクス株式会社  
代表取締役 井原 渉

(吸収分割承継会社)  
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
T I S株式会社  
代表取締役社長 岡本 安史

## 吸収分割に係る事後開示書類

濔標アナリティクス株式会社（以下、「濔標アナリティクス」という。）とT I S株式会社（以下、「T I S」という。）は、2026年2月2日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、濔標アナリティクスのA I・データ分析事業（特定顧客を除く。）に関して有する権利義務をT I Sに承継する吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。

本件分割につき、下記のとおり会社法第791条第1項第1号および同法第801条第3項第2号に基づき、会社法施行規則第189条および同規則第201条規定の事項を記載し、これを濔標アナリティクスとT I Sの本店に備え置きます。

なお、本件分割は、分割会社である濔標アナリティクスにおいては会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割、承継会社であるT I Sにおいては同法第796条第2項に規定する簡易吸収分割となります。

### 記

#### 1. 本件分割が効力を生じた日

2026年4月1日

#### 2. 吸収分割会社（濔標アナリティクス）における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過

##### (1) 吸収分割をやめることの請求についての手続の経過（会社法第784条の2）

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであるため、本件分割において、会社法第784条の2の規定に基づき分割会社に対して本件分割の差止めを請求した株主はありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求についての手続の経過（会社法第785条）

本件分割は、会社法第784条第1項に定める略式吸収分割に該当するため、同法第785条第2項第2号および第3項の規定により、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求についての手続の経過（会社法第 787 条）

吸収分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行しておりませんので、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議についての手続の経過（会社法第 789 条）

本件分割により、吸収分割会社から T I S へ承継する債務は、重疊的債務引受の方法により承継することから、吸収分割会社は、会社法第 789 条第 1 項第 2 号の規定により、会社法第 789 条第 2 項および同条第 3 項の手続きは行っておりません。

**3. 吸収分割承継会社（T I S）における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過**

(1) 吸収分割をやめることの請求についての手続の経過（会社法第 796 条の 2）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 796 条の 2 のただし書きの規定により、吸収分割承継会社の株主は吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 反対株主の株式買取請求についての手続の経過（会社法第 797 条）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 797 条第 1 項のただし書きの規定により、吸収分割承継会社の株主は株式の買取請求をすることができません。

(3) 債権者の異議についての手続の経過（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社である T I S は、会社法第 799 条第 2 項および同条第 3 項の規定に基づき、2026 年 2 月 27 日付で電子公告および官報公告により公告を行いました。本件分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

**4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項**

T I S は、効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、濔標アナリティクスの A I ・データ分析事業（特定顧客を除く。）に係る事業に関する権利義務を承継いたしました。

なお、本件分割によって T I S が濔標アナリティクスから承継した資産の額は 714 百万円（概算額）、負債の額は 234 百万円（概算額）であります。

**5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日**

濔標アナリティクスおよび T I S は、2026 年 4 月 1 日付で本件分割に係る変更登記申請を行いました。

**6. その他、本件分割に関する重要な事項**

T I S は、本件分割に際し濔標アナリティクスに対して金銭等の交付を行っておりません。濔標アナリティクスおよび T I S において、本件分割に伴う資本金および資本準備金の変動は生じておりません。

以 上